

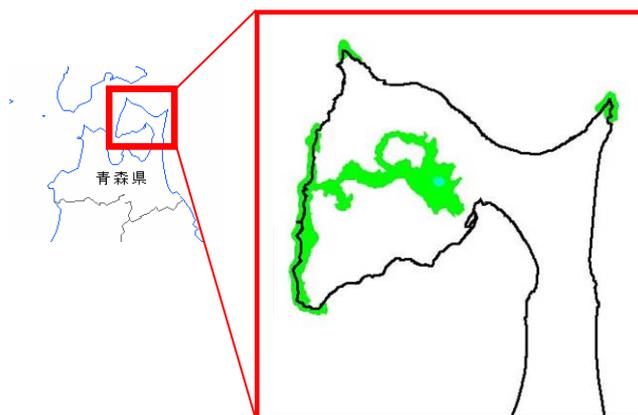
下北半島国定公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1 変更理由

下北半島国定公園は、昭和43年7月22日に指定された本州最北の国定公園であり、恐山カルデラ一帯と薬研溪流に広がるヒバ林や、国の天然記念物に指定されている仏宇多一帯を中心とした海蝕崖等の優れた自然景観を有している。

昭和50年12月に海中公園地区の追加が行われたものの、指定から約40年が経過した現在まで、公園区域全体を対象とした全般的な見直しは行われていない。

今回、自然的・社会的条件の変化に対応し、公園区域及び公園計画の見直し(再検討)を行う。



下北半島国定公園

2 地域の概要

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

本地域は、青森県北東部の下北半島に位置し、第四紀の火山活動によって形成された恐山カルデラや火口原湖である宇曾利山湖などの複雑な火山地形が見られる。北東端には下北丘陵の終端部に当る尻屋崎、北西端には本州最北端の大間崎がある。

イ 植生

本地域の大部分は、温帯性のブナ帯に属し、ブナ及びヒバ（ヒノキアスナロ）を主体とする森林が大部分を占めている。海崖部は地形、気象等の条件が内陸部と異なり、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキで代表される森林が見られ、風当りの強い所では、低木林状となっている。恐山硫気孔地帯には、酸性で貧栄養の土壤に適応できる硫気孔植生と、高山性の植生が発達している。

ウ 野生動物

中西部にはニホンザルの生息地があり、サル類の世界最北生息地として貴重である。また、ニホンカモシカをはじめ、キツネ、タヌキ、ウサギ、ムササビ、リス、テン、イタチ等、多くの哺乳類が生息している。両生類では、シュレーゲルアオガエルの繁殖北限にあたるほか、アズマヒキガエル等多種のカエルが生息している。宇曾利湖は、一般に魚類が生息できる酸性度の限界を超えた環境であるが、ウグイが生息している。

(2) 利用の現況

本地域は豊かな自然環境に加え、豊富な温泉にも恵まれていることから、利用者の年齢層は子供から高齢者までと幅広く、利用形態も観光、遠足等多岐に渡っている。

平成12年から平成17年の年間利用者数は、約140～160万人で推移している。



尻屋崎

3 変更案の概要

(1) 公園区域の変更

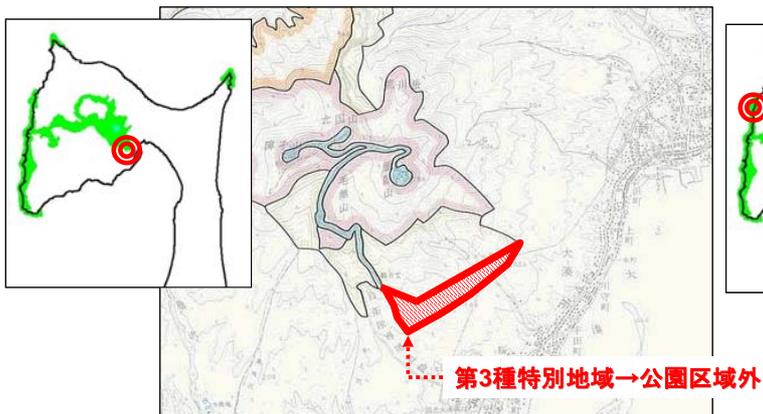
公園区域線の明確化に伴い、第2種特別地域の一部の区域を削除する。

- ・青森県下北郡佐井村大字長後の一部 (2ha)



公園区域線の明確化に伴い、第3種特別地域から一部の区域を削除する。

- ・青森県むつ市大字大湊の一部 (28ha)、下北郡佐井村大字佐井の一部 (5ha)



むつ市大字大湊



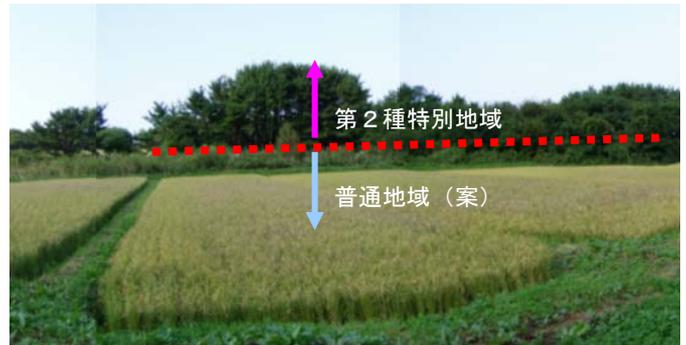
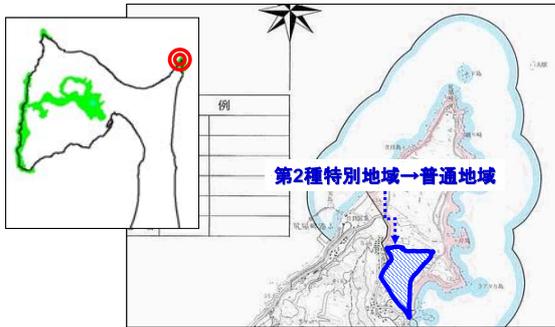
下北郡佐井村大字佐井

(2) 保護規制計画の変更

ア 第2種特別地域

指定当時から農耕地であった場所であり、牧草地から田畑への転換が進み、特別地域としての資質が乏しくなっているものの、隣接する特別地域と一体的に風景の保護を図る必要があることから、普通地域とする。

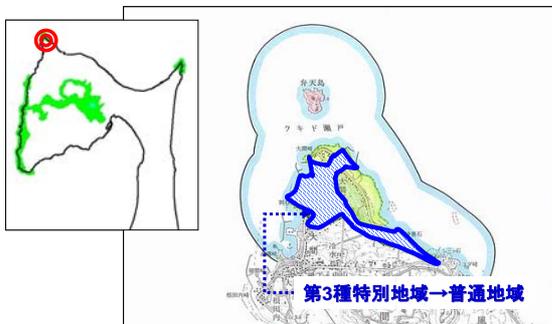
- ・青森県下北郡東通村大字尻屋の一部 (65ha)



イ 第3種特別地域

指定当時から集落地及び農耕地であった場所であり、宅地化が進行し、特別地域としての資質が乏しくなっているものの、隣接する特別地域と一体的に風景の保護を図る必要があることから、普通地域とする。

- ・青森県下北郡大間町大字大間の一部 (95ha)



(3) 利用施設計画

ア 道路(車道)の削除

今後とも整備される見込みが無く、必要性も乏しいため、計画から削除する。

- ・武士泊線

